

# 美し学園自治会子ども会会則

---

## (趣旨)

第1条 この会則は、美し学園自治会規約第34条の規定に基づき、子ども会の組織および運営に必要な事項を定めるものとする。

## (名称)

第2条 本会は、美し学園自治会子ども会（以下「本会」という）と称する。

## (目的)

第3条 本会は、子ども達が異年齢間の交流の中で、自主性・協調性を育てること、親子のふれあいを深めること、地域住民と協力して子ども達の安全と健全な育成をサポートすることを目的として設置する。

## (組織)

第4条 本会の会員は、美し学園自治会員の小学生以下の子どもがいる家庭を以って組織する。

## (活動内容)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 子ども会活動の企画、実施
2. 自治会活動との連携
3. 活動費の管理
4. 役員の選出
5. 定例会の開催

## (班編成)

第6条 本会の班編成は基本的に、自治会の班編成に準じるものとするが、所属する子どもの数の均等化にも留意した班編成に従い班長を置く。

## (班長の選出)

- 第7条
1. 班長は、原則として、小学生のいる保護者より選出する。
  2. 班長は、子ども会の班を取りまとめ、自治会運営委員や班長と協力をして、本会の活動に参画する。
  3. 班長は、立候補による選出を原則とするが、立候補のない場合は、班長の話し合いにより選出方法の決定を行う。
  4. 自治会運営委員(候補)を子ども会班長の選出対象外とするが立候補可能とする。

# 美し学園自治会子ども会会則

---

## (役員)

- 第 8 条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1 名  
副会長 若干名

## (職務)

- 第 9 条
1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長の職務遂行が困難であるときはその職務を代行する。

## (役員任期)

- 第 10 条
1. 役員任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
  2. 補欠または増員により選出した役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

## (役員解任)

- 第 11 条 役員は、役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、その任期の途中であっても、総会の決議により解任することができる。

## (会議)

- 第 12 条 本会の会議は、定例会とする。

## (会議招集)

- 第 13 条
1. 定例会は、役員をもって構成する。
  2. 定例会は、必要に応じて開催する。
  3. 前号までの会議およびその他の必要と認められる会議は、会長が招集する。

## (定例会議決)

- 第 14 条
1. 会議の議事は、役員過半数（委任状を含む）を以て決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
  2. 役員は、議決権の行使を、他の出席者に書面をもって委任することができる。

# 美し学園自治会子ども会会則

---

## (経費)

第 15 条 本会に要する経費は、自治会の資産をもって支弁する。

## (事業年度)

第 16 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

## (決算)

第 17 条 決算は遅滞なく自治会へ報告するものとする。

## (会則の変更)

- 第 18 条
1. この会則の改廃は、定例会において出席役員の 3 分の 2 以上（委任状を含む）の賛成をもって行うことができる。
  2. 会長は、本会の運営について必要かつ緊急性の高い事項を定める必要がある場合、電子媒体にて定例会と同様の充足数を前提として、起案することができる。但し、直後の定例会での追認を要するものとする。

附則  
この会則は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。  
この会則は、平成 24 年 2 月 14 日に改定する。